

河川保全企画室→宛先

【機密性2】

2021. 3. 18_河川環境課_事務連絡_5年保存

事務連絡
令和3年3月18日北海道開発局 建設部 河川情報管理官 様
各地方整備局 河川部 水災害予報センター長 様
沖縄総合事務局 開発建設部 低潮線保全官 様

水管理・国土保全局

河川環境課 河川保全企画室 企画専門官
水防企画室 企画専門官
河川計画課 河川情報企画室 企画専門官

洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について

今般、国管理河川の洪水予報では、令和2年から大雨特別警報の警報等への切替時に河川氾濫に関する情報を臨時の洪水予報として発表することとしたほか、令和3年から6時間先までの水位予測情報を提供することとした。また、令和3年3月5日に法案が閣議決定された災害対策基本法の改正を受け、避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示へ一本化し、避難準備・高齢者等避難開始を高齢者等避難とするなどの避難情報の運用が見直される予定である。

標記については、「国が行う洪水予報についての確認事項（令和3年3月18日国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長、気象庁大気海洋部業務課長）」等に基づき運用することとしているところであるが、令和3年6月1日より、洪水予報等の発表について下記のとおり運用する予定であるので、洪水予報及び水位周知河川における水位到達情報の様式の変更、関係機関への周知等、気象庁の担当官署と連携して必要な対応に努められたい。

これに伴い、「洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について（平成31年3月29日水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡）」は、令和3年5月31日をもって廃止する。

なお、洪水予報の発表に関する内容については、気象庁大気海洋部の担当官と確認したものであることを申し添える。

記

1 洪水予報の発表について

洪水予報は、別紙1に示す水位状況に応じて、発表するものとする。

2 洪水予報の発表形式について

洪水予報の発表形式は、別紙2の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更することができるものとする。

洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、氾濫水の予報、雨量、水位、注意事項、参考資料、問い合わせ先等を記載するものとする。

見出し及び主文には参考となる警戒レベルを付すものとする。

主文は、緊急度に応じて簡略化することができる。主文には洪水予報発表時点で予報区域内において氾濫が発生した場合に浸水が想定される地区を「浸水が想定される地区」として記載することができるため、氾濫発生地点による氾濫水の影響が及ぶ地区名を明示する。ここでは、水防法第14条に規定する「洪水浸水想定区域」内の地区名すべてを明示することではないことに留意する。

3 細目協定・実施要領

「国土交通省河川局及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定（平成17年7月1日国土交通省河川局長、気象庁長官）」に基づき洪水予報業務を実施するために必要な事項は、双方の担当官署の間で協議し、細目協定を定めることとしている。これについては、別紙3を参考として必要に応じて見直すものとする。

また、細目協定に基づく実施要領等の見直しにあたっては、別紙4、別紙5を参考とされたい。

4 水位周知河川における水位到達情報の発表

水位周知河川における水位到達情報の発表は、水防法第13条第1項の規定に基づき行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報の発表の他、「洪水時における情報提供の充実について（平成26年4月8日水管理・国土保全局長通知）」等に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報の発表を行うものとする。

ただし、それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととし、必要に応じて情報を追加して発表を行うことができるものとする。

また、発表形式は、別紙6の発表イメージを基本とし、参考となる警戒レベルを付すものとするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。